

（目的）

第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に定められた特定有害物質を取り扱う事業者による土壤及び地下水（地表に溜まった水を含む。以下「土壤等」という。）の汚染を防止するために、必要な措置を定め、区民の健康で安全かつ快適な環境を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 特定有害物質 環境確保条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第54条第2項の規定に基づく汚染土壤処理基準（別表第12）に定めるものをいう。
- （2） 工場等 環境確保条例第2条第7号に規定する工場及び同条第8号に規定する指定作業場をいう。
- （3） 有害物質取扱事業者 環境確保条例第114条第1項に規定する者をいう。
- （4） 鉱油類取扱事業者 土地の所有者又は使用者であつて、その敷地内の工場等において鉱油類（石油系の油で土壤等に油臭又は油膜を生じさせるもの。以下同じ。）を取り扱い、又は取り扱った者をいう。
- （5） 建物等 特定有害物質若しくは鉱油類を取り扱い、又は取り扱っていた建物及び設備機器等をいう。

（特定有害物質及び鉱油類の流出等事故防止対策）

第3条 有害物質及び鉱油類取扱事業者は、特定有害物質及び鉱油類を土壤等に流出し、若しくは混入し、又は溶解（以下「流出等」という。）させて土壤等を汚染してはならない。

- 2 有害物質及び鉱油類取扱事業者は、敷地内の建物等の損壊等による特定有害物質及び鉱油類の漏洩事故等が発生した場合に、特定有害物質及び鉱油類の土壤等への流出等を防止するための適切な対策を講じなければならない。

（工場等の廃止、承継又は一部除却後における報告）

第4条 工場等を廃止又は承継しようとする場合には、その事実の発生後、特定有害物質の取扱状況について、特定有害物質取扱状況の報告書（別記第1号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。

- 2 工場等の敷地、建物又は施設の一部を除却しようとする場合には、その事実の発生前に、前項の報告書を速やかに区長に提出しなければならない。

（鉱油類取扱事業者の土壤等の汚染対策）

第5条 鉱油類取扱事業者は、鉱油類を土壤等に流出等させたことにより、土壤等に油臭又は油膜を生じさせた場合は、油汚染対策ガイドライン（平成18年3月中央環境審議会土壤農薬部会、土壤汚染技術基準等専門委員会）に基づき適切な措置を講じるものとする。

（ただし書の確認を受けた者の報告）

第6条 環境確保条例第116条第1項ただし書の規定に基づく確認を受けた者又は大田区土壤汚染防止指導要綱（昭和58年7月25日付け区長決定。以下「旧要綱」という。）第7条第3項前段の規定に基づく猶予を受けた者は、当該確認又は猶予を受けた年の翌年から毎年1回以上工場等の建物等が存する土地、建物等について、土地建物等の現況報告書（別記第2号様式）を区長に報告しなければならない。

（土壤等汚染の情報収集及び情報の提供）

第7条 区長は、環境確保条例に基づく大田区内の工場等の設置状況に係る情報を整理し、適切に提供するように努めるものとする。

- 2 前項の規定により整理した情報については、次の各号に定めるところにより提供するものとする。
 - （1） 提供方法は、大田区役所本庁舎内に帳簿を備え、一般の閲覧に供するものとする。

(2) 閲覧に供する事項は、次のとおりとする。

- ア 工場等の名称及び所在地
- イ 種別（工場、指定作業場の別）
- ウ 工場の業種又は指定作業場の種類
- エ 設置認可年月日及び廃止届受理年月日
- オ 土壌汚染対策等（環境確保条例第116条の規定に基づく各報告による。）

3 前項第2号の閲覧に供する事項は、前年度末現在のもを毎年度初めに更新する。なお、廃止届が提出された工場等の記載については、届出を受理後5年間は閲覧に供するものとする。

4 第2項の規定による情報の提供に関しては、大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号）及び大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）に基づき取り扱うものとする。

（土壌等汚染の情報の複写）

第8条 環境確保条例第118条の2第1項の規定に基づく台帳及び前条第2項の事項を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、これらの資料を複写することができる。

2 前項の規定による複写に要する費用は、閲覧者の負担とする。

（立入調査等）

第9条 区長は、この要綱の施行に必要な限度において、関係職員に、有害物質及び鉱油類取扱事業者（以下「関係人」という。）の同意を得て、工場等に立ち入らせ、土壌等の流出等防止対策の状況及び流出等による土壌の汚染状況、土壌等の汚染対策実施状況等について調査し、関係図書その他の資料の提供を受けることができる。

2 区長は、前項の規定による立入調査を行った場合、関係人に対する指示又は指導を行わせることができるとともに、必要な事項についての報告を求めることができる。

3 第1項の規定により立入調査を行う関係職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

付 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 旧要綱及び大田区土壌汚染防止指導要綱施行要領（平成25年2月27日部長決定）は、平成31年3月31日をもって廃止する。

3 この要綱の施行前に旧要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別記

第1号様式

（第4条関係）

第2号様式

（第6条関係）